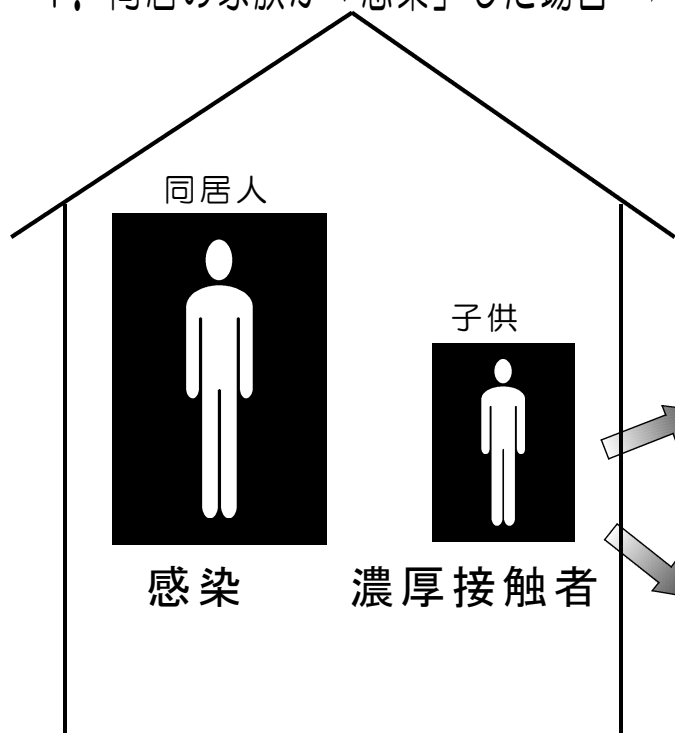


学校園所における新型コロナウイルス感染者または疑いのある者が出た場合の対応について

赤穂市教育委員会

1. 同居の家族が「感染」した場合 → お子様は基本的に「濃厚接触者」となります。



発熱や倦怠感などの症状があったり、感染や濃厚接触が疑われたりする時には、赤穂健康福祉事務所（0791-43-2321）平日9時～17時30分
新型コロナ健康相談コールセンター（078-362-9980）24時間
へご連絡下さい。

- ①赤穂健康福祉事務所の判断で検査を実施します。（無料）
- ②疑いがあった時点で必ず学校園所に連絡ください。
（個人情報には必ず守ります）
- ③ご本人の検査結果が判明するまで、自宅待機とします。（出席停止とします）
- ④学校園所は消毒を実施します。
- ⑤検査結果が判明しましたら、すぐに学校園所に連絡ください。

陰性 本人：感染者との最終接触日から原則2週間は自宅待機とします。
2週間経過後、問題なければ、登校園所可能です。
学校：臨時休業はありません。

本人：治癒するまで出席停止とします。

陽性 登校園所日に、医師による登校許可書を提出ください。
学校：原則1週間の臨時休業とします。（該当の校園所）
休校を延長する必要がある場合は保健所の助言のもと改めて連絡します。
幼稚園預かり保育・アフタースクールも同様の対応です。
友達：赤穂健康福祉事務所の調査で、「濃厚接触者」と特定された場合は、原則2週間は自宅待機とします。（出席停止とします）
必要があれば、赤穂健康福祉事務所から連絡があります。

2. 同居の家族が「濃厚接触者」として、検査を受けることになった場合

- ①必ず学校園所に連絡ください。その後の対応についてご説明します。（個人情報には必ず守ります）
- ②同居の家族の検査結果が出るまで、自宅待機とします。（出席停止）

※ 感染者や濃厚接触者、またその疑いのある者等への偏見や差別は許されることではありません。一人一人がしっかりと感染症対策を講じるようお願いいたします。